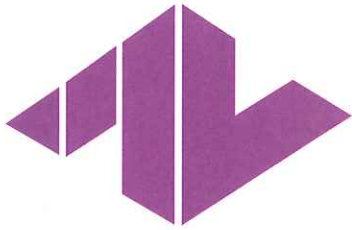


都留

市議会だより



第129号 平成15年11月1日発行

都留市議会事務局

山梨県都留市上谷一丁目1番1号
☎(43)1111 郵便番号402-8501

URL <http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/>
E-mail gikai@city.tsuru.yamanashi.jp



すべり台たのしいな～（盛里保育園 秋の遠足にて）

九月定例会会期日程

9月5日 本会議

（開会）

◎ 諸報告

◎ 会議録署名議員の指名

◎ 会期の決定

◎ 市長上程議案の説明並びに所
信表明

◎ 議案審議

◎ 議案及び請願の委員会付託

9月11日 本会議

◎ 一般質問

9月12日 本会議

◎ 一般質問

9月16日 総務常任委員会

社会常任委員会

9月17日 経済建設常任委員会

9月18日 決算特別委員会

9月19日 決算特別委員会

9月22日 決算特別委員会

9月26日 本会議

◎ 常任委員長報告

◎ 決算特別委員長報告

◎ 議案審議

（閉会）

九月定例会は、九月五日招集され、会期を九月二十六日までの二十二日間と定め開かれました。

この定例会では、市長の提出議案として、条例制定案三件、条例改正案三件、平成十五年度補正予算案四件、人事案件二件、承認一件、その他九件、平成十四年度一般会計・特別会計決算、水道事業会計決算及び病院事業会計決算の認定案三件が提出され、それぞれ原案どおり可決（承認・同意・認定）されました。

議会関係としては、請願二件が上程され、慎重な審査の結果、一件が採択、一件が継続審査となりました。また、これに伴う意見書案一件が提出され可決されました。

市長の所信表明



小林義光市長

た案件について、その概要を申し上げるとともに、併せて私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本日、平成十五年九月都留市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、出席誠に苦勞様でございます。

また、市政推進にあたりまして、日頃から多大なご協力とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。本議会に提出をいたしましたし

さて、国際情勢は、イラク戦争やその復興支援、さらには北朝鮮による拉致問題や核兵器開発問題等様々な問題が惹起し、我が国の外交・安全保障は、緊迫の時を迎えております。これらの問題が一日も早く解決され、民族がそれぞれのアイデンティティーを保ちつつ、その多様性を認め合い、共存、共生していく世界の構

築を切に願うものであります。

一方、国内におきましては、「失われた十年」と呼ばれるバブル崩壊後の九十年代の経済状態からいまだ抜け出せず、産業の空洞化やデフレの進行、雇用情勢の悪化など、依然として景気の低迷が続いているところであり、八月の内閣府の「月例経済報告」によりますます、景気はおおむね横ばいとなり、株価やアメリカ経済の動向など、我が国の景気を巡る環境に変化の兆しが見られるとの判断が下され、このところ、日本経済の不透明感は、徐々に薄れてきております。

しかし、日本経済が抱える様々な長期的問題が抜本的に解決されたわけではなく、先行きにつきましては、今後アメリカ経済など海外経済や株価の動向に左右されることに、留意していかねればなりません。

このような中、先般、閣議決定されました、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇三」により、地方分権の理念に沿って、基幹税の充実を基本に、地方への税源移譲を行うという基本方針が示されました。

このため、先に開催された全国市長会におきまして、「三位一体の改革に関する緊急決

議」を行い、今後、国の予算編成において、この基本方針の早期具体化が着実に図られ、地方分権時代にふさわしい地方財政基盤を早期に確立するよう強く要請を行ったところであります。

行財政改革の取り組みについて

本市におきましても、財政状況は、歳入の根幹を成す市税収入の大幅な減少に加え、少子高齢化や不況により社会保障費等の財政負担が増加するなど、極めて厳しい状況が続いております。我々地方自治体は、前例や既成概念にとらわれないことなく創意工夫を凝らした、行財政改革に徹底的に取り組んでまいらねばならないと考えているところであります。

そのため本市では、市民満足度、成果志向、目標管理、行政効率を基本に据えて事務事業の採否や優先順位を参酌し、より効率的で質の高い行財政経営を推進するため、「協働」、「自立」、「効率」の三つの視点に基づき、「第三次都留市行財政改革大綱」を策定いたしました。

「職員意識改革と発想の転換」、「経営的視点に立った行財政経営の推進」を基本方針に掲げ、市民への説明責任を果たしながら限られた財源と人的資源を最大限に活用した行財政改革を推し進めていかなければならないと考えております。

この目的達成のため、全庁的な取り組みといたしまして、このたび「行政評価システム」の導入に、着手したところであります。

行政評価は、職員自らが市民の立場に立ち、市の事務事業の成果について評価し、改善へとつなげていくシステムで、行政にありがちな予算第一主義を、市民の視点に立った目的・成果志向型の行政執行に転換させていくことを目的としております。

また、事業を見直す中で次の改善点を見出し、事業の効果・効率性を高めていくシステムとして、さらには職員の政策形成能力向上・意識改革のためのツールとしても、全国の自治体で導入され始めているものであります。

このため八月には、行政評価システムの専門家を講師に迎え、導入に向け、研修会を開催し、部長職以下、



事務事業担当者約百名が、行政評価の目的・効果、評価方法などを学んだところであり、本年度は各担当一事務事業を対象に、担当者による第一評価を行い、それをもとに課長職、部長職による二次・三次評価を行い、その結果を翌年度予算や長期計画に反映してまいりたいと考えております。

市町村合併問題

について

都留市議会並びに住民団体の「新しいまちを創造する会」より、法定合併協議会の設置案を可決した都留市、西桂町、道志村を対象とした任意合併協議会を設置するよう要請を受け、本年三月末に西桂町及び道志村に、任意合併協議会の設置について協議の申し入れを行ってりましたが、去る八月二十七日西桂町長並びに道志村長より、その回答が示されました。

内容につきましては、西桂町並びに道志村ともに、九月二十一日に予定されており、秋山村で実施される都留市、西桂町、秋山村、道志村の四市町村の法定合併協議会を設

置するか否かを問う住民投票を見守りたいというものであり、また、西桂町では、合併に関する住民アンケートを九月中に実施するため、その結果を得るまで任意合併協議会への参加については留保、道志村では住民発議に基づく横浜市を対象とする合併協議会の設置について、横浜市に申し入れをおこなった回答が、九月中旬に予定されているため、現時点での回答を保留するというものであります。

この結果につきましては、都留市議会並びに住民団体の「新しいまちを創造する会」にご報告させていただきましたが、今後、本市といたしましても、周辺町村の動向を見守るだけでなく、市民の皆様にも積極的に情報を提供する中、地方分権時代にふさわしい個性的で自律的な連帯感あふれる地域社会を実現するための新たな自治システムを十分検討・討議し、早急に合併問題について結論を出してまいりたいと考えております。

地方路線バス

について

これまで、本年二月の市内九地区において開催いたしました、「未来を拓く都留まちづくり会議」や市広報への掲載などにより、市民の皆様の声をお聞きしてきたところであります。

この問題は、バスに移動手段を頼る高齢者や児童生徒など、交通弱者と呼ばれる市民の皆様の利便性の確保と、一方では利用者が少ないという現実とのギャップ、さらには制度上、事業者の業績の黒字・赤字に関らず、路線ごとの収支により判断するものであることから黒字事業者にまで財政支援を行う事への是非など、単純に判断出来るものではなく、受益と負担の関係の明確化の問題、地方財政の透明性の向上や、説明責任の問題、さらに言えば、市民の皆様が納得できる税の使い方が問われているものと考えております。

このような観点から、生活交通のあり方について、サービスを受ける市民の立場から地域、団体などを代表する方々や公募による皆様からの御意見を伺いするため、このたび「都留市生活交通対策懇話会」を設置し、過日、第

一回会議を開催したところであり、今後、委員の皆様からの意見を十分伺う中で、より多くの市民の皆様の理解が得られる方針を決定してまいりたいと考えております。

社会福祉の推進

について

世界にも類をみない我が国の急激な高齢化の進展に伴って、介護を必要とする高齢者が急速に増大する一方で、介護する人の高齢化や核家族化が進む中、介護を社会全体で支える制度として平成十二年にスタートした、介護保険制度が三年を経過いたしました。本市におきましても、介護認定者の増加とともに介護サービス量の増大し、その種類や組み合わせが多様化する傾向にあります。

それに応じ介護を必要とする在宅高齢者のケアマネージメントや、「介護予防」に対する取り組みを推進する必要があることから、これまでの基幹型一ヶ所・地域型二ヶ所の在宅介護支援センターに加え、地域型を今秋には一ヶ所増設しその充実を図ってまいります。

また一方では、近年の全国的な離婚率の増加による母子

家庭の諸状況の変化に対応するため、国におきまして、その対策を検討してきたところであり、子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援といった総合的な自立支援策の実施を目指した「母子及び寡婦福祉法」など関連する法律が昨年十一月に改正されました。

中でも、本年四月一日に施行された改正児童扶養手当法によりまして、支給の開始から一定期間（五年間）を経過した場合等における母子家庭の児童扶養手当が、一部減額措置（支給額を1/2）されたことにより、母親の就業を確保することが、以前にもまして強く求められているところであります。七月には「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法案」が可決成立したところであります。

子育てをしながら、母親が収入面・雇用条件等で、よりよい就業に就き経済的に自立できることが、母親本人にとりましても、子どもの成長にとりましても重要なことであり、今後、積極的に取り組んでいかなければならない課題であると考えております。本市ではこの対策といたしまして、主体的な能力開発への取り組みや就業の際に有利な資格等の取得、さらに、事



業主に対する非常勤雇用から常用雇用への転換奨励等各種の自立支援に取り組むとともに、母子家庭に対する支援の充実を図るため、福祉事務所内に「母子自立支援員」を配置し、自立支援を推進してまいりたいと考えております。

だれもが、高齢者になっても心身共に健康で、時には他人に支えられることがあっても、誰かを支え、他人から必要とされることで、生きがいを実感しながら、人生を送りたいと思っっているのではないのでしょうか。

高齢者の疾病予防について

厚生労働省が先に発表した、平成十四年の日本の平均寿命は男性が七八・三二歳、女性が八五・二三歳で引き続き過去最高を更新し、世界一の長寿大国となっておりますが、その一方で、がん、心臓病、脳血管疾患、肺炎に起因する疾病により死亡する確率が高くなっており、口頃から自己の健康管理を行い、予防に努めることが重要となっております。

また近年、高齢者のインフルエンザ感染による治療の長期化及び重症化が社会問題と



なっており、インフルエンザ感染を予防するためのワクチン接種は「有効率七五％」と

これは、「ワクチン接種者百人のうち七十五人が発症しない」ということではなく、「ワクチン接種を受けずに発症した人の七五％は、接種を受けていれば発症を免れた」ということを意味しており、ワクチン接種によって、六十五歳未満の健康者についてはインフルエンザの発症を七〇～九〇％減らすことができる。また、六十五歳以上の高齢者では肺炎やインフルエンザによる入院を三〇～七〇％減らすことができる。とされています。

このように、インフルエンザワクチンの効果は一〇〇％ではありませんが、高齢者において肺炎などの合併症の発生や入院・死亡といった重篤な健康被害を明らかに減少させる効果があり、WHO（世界保健機関）を始め世界各国

で認められているところであり、

本市におきましては、予防接種法改正後実施した平成十三年度は接種者が三千二百九十人、接種率約五〇％、平成十五年度には接種者が四千二百一十一人、接種率約五九％と増加し、インフルエンザに対する市民の認識が高まっていることが伺えます。

このインフルエンザは、通常初冬から春先にかけて毎年流行し、突然の高熱、悪寒を症状とした発症が典型的であり、高齢者や呼吸器・心臓などに慢性的の疾患を持つ人は重症化することが多いといわれています。

本年も十月中旬から翌一月末日まで実施する予定でありますので、市民の皆様には自己の健康管理ため、積極的に予防接種を行うようお願いするものであります。

田原土地区画

整理事業について

この事業は、これまで関係者のご努力により順調に進展しているところであります。平成十三年度から始まり、河川・道路・整地工事なども現在最盛期を迎えているところであり、

本年は、大規模小売店舗「オギノ」の出店予定地周辺を中心に第二期整地工事を行い、将来のまちの原型が姿を現す予定となっております。

また、富士急行線の新駅であり、都留文科大前駅「つきましても去る八月二十六日に富士急行株式会社主催により、工事の安全を祈願しての起工式が関係者の出席のもと執り行われました。

これらの工事が順調に進みますと来年の秋には、新駅や大規模小売店舗がオープンし、上谷から楽山地域にかけての核となる地域が本市において画期的な手法により出現することとなり、都留市のまちづくりの歴史の中に、新たな一ページが書き加えられることと期待しているところであり、

都留市立図書館

について

絵本を介した子育て支援として、本年四月から本格実施しております「ブックスタート事業」につきましては、八月末までに百九組の家族に絵本やアドバイス集、市立図書館で作成した絵本のリストなどのバックが手渡され、一月から三月までの試行期間を含

めると百九十一組の家族が利用をしております。

ブックスタート事業の実施にあたっては、生後七ヶ月乳児相談の会場において、図書館司書と「読み聞かせボランティア」こぶたの会や保健師が一体となり、ブックスタートの趣旨を一人一人の保護者に丁寧に伝えながら絵本などを手渡ししております。

また、会場では実際に乳児が絵本に興味を示し、身体を動かしたり、大きな声をあげている様子が見受けられ、参加者からは、「家族で絵本を楽しみたい」「おすすすめの絵本リストにのっている絵本を読みたい」「遊びの環として、絵本に親しむ機会を持ちたい」との声を頂いております。

今後は、本に関する情報だけでなく、育児サークルの案内など子育てに役立つ資料なども加え、充実を図ってまいります。

次に、郷土資料のデジタル化作業につきましては、昨年



度、「都留市史」「都留市の社記・寺記」等の地域の歴史や文化、祭りに関する資料をデジタル化し、ホームページへ公開したところ、これまで延べ千八百八十八件のアクセスがあり、今後は、公開中の資料の充実を図るため、参考となる周辺資料の調査やデジタル化のための著作権処理作業を進めてまいりたいと考えております。

図書宅配サービス

について

この事業は、障害があり外出が難しい方や図書館から遠く交通手段のない高齢者の方、家族の介護のため家を離れない方々等に対して、郵便または宅配便により利用者宅へ直接本などを配達・回収するサービスであり、本年十一月から実施する予定であります。

これまで市立図書館では、視覚障害者への点字図書や録音テープの郵送サービスを行ってまいりましたが、この図書宅配サービス事業の実施により、様々な障害を取り除かれ、これまで図書館の資料を利用することができなかった方々へのサービスの拡充が一層図られるものと考えており

ます。

今後も、幅広い年齢層に親しまれる人に優しい図書館運営を目指すとともに、都留文科科大学附属新図書館との一層の連携強化や、新たに市内の公共施設や小中学校図書館との連携を図るなど、地域に開かれた特色ある図書館づくりを進めてまいりたいと考えております。

都留文科大

について

大学の運営に大きな改革をもたらすものとして注視してまいりました「地方独立行政法人法」は、先般の国会において成立し、平成十六年四月一日より施行されることとなりました。

今後、各公立大学において、具体的な検討が行われるものと思われまますので、その動向等に対し、的確な情報収集に努めるとともに、都留文科大としての主体性を発揮し、その方向性を決定してまいりたいと考えております。

さて、来年度の志願者を推計する上で重要となります大衆説明会が、七月二十六日に開催され、参加者数は父兄・高校教員を含め七百三十四名となり昨年に比べ大幅に増加

し、説明会終了後も大学を訪問する学生が毎日数組あり、このことが受験者の増加につながればと期待するものであります。

また、夏休み期間中に本学教員による各都道府県の高校訪問を実施し、受験生の確保に努めているところであります。

更に、十月二十日から二十四日にかけて受験生を対象とした、公開授業などのオープンキャンパスを実施することとしております。

また、大学の地域貢献の柱として定着しております「市民公開講座」を、本年度も十月十二日、十九日、十一月二日、九日の四日間「言語と文化」をテーマにミュージアム都留において開催することとしたしております。

なお、「県民コミュニティカレッジ」につきましても十一月十五日、二十二日、二十九日、十二月六日、十三日の五日間、「地域・記憶・物語」をテーマにミュージアム都留において開催いたします。

市広報等でお知らせいたしますが、広く市民の皆様のご参加をお願いするものであります。



請願の審査結果

▼平成十五年請願第十一号（採 択）
携帯電話の利便性の向上と料金引き下げを求める意見書の提出を求める請願
請願者
山梨県都留市平栗一〇二二一六四
中原 優 子

▼平成十五年請願第十二号（継続審査）
犯罪防止のための治安対策の強化を求める意見書の提出を求める請願
請願者
山梨県都留市平栗一〇二二一六四
中原 正 彦

請願や陳情は早めに準備を

請願書や陳情書を提出する際は次のことに
ご注意ください。

○請願書には必ず紹介議員の署名または記名押印が必要ですが、陳情書の場合は、不要です。

○請願・陳情者は、住所・氏名を必ず記載し、捺印してください。（連署名も同じ）

○内容が、たとえば教育関係と道路関係が一緒のもの、福祉関係と税務関係が一緒のものなどについては、別の委員会が扱いますので、なるべく別々に分けて提出してください。

○提出日は、特に定めてありませんのでいつでも差し支えありませんが、定例会（三月、六月、九月及び十二月）招集日の四日前の午後五時までに提出されると、その会期内に審議されます。それ以降は、次の議会で審議されることとなりますので、ご注意ください。



議案議決結果

市長提出

9月定例会

承第12号	専決処分の承認を求める件 (大月都留広域事務組合規定中変更の件)	9月5日	承認
議第58号	都留市下水道施設設置条例制定の件	9月26日	可決
議第59号	都留市下水道条例制定の件	9月26日	可決
議第60号	都留市下水道事業受益者負担に関する条例制定の件	9月26日	可決
議第61号	都留市部設置条例中改正の件	9月26日	可決
議第62号	都留市非常勤職員の報酬及び費用弁償額並びに支給方法条例中改正の件	9月26日	可決
議第63号	都留市営住宅条例中改正の件	9月26日	可決
議第64号	富士吉田市外一市二町七村一組合ことばの教室設置協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び富士吉田市外一市二町七村一組合ことばの教室設置協議会規約中変更の件	9月26日	可決
議第65号	富士吉田市外一市一町五村一組合ことばの教室設置協議会を組織する地方公共団体の数の増加及び富士吉田市外一市一町五村一組合ことばの教室設置協議会規約中変更の件	9月26日	可決
議第66号	富士吉田市外一市二町七村一組合指導主事共同設置を組織する地方公共団体の数の減少及び富士吉田市外一市二町七村一組合指導主事共同設置規約中変更の件	9月26日	可決
議第67号	富士吉田市外一市一町五村一組合指導主事共同設置を組織する地方公共団体の数の増加及び富士吉田市外一市一町五村一組合指導主事共同設置規約中変更の件	9月26日	可決
議第68号	山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の増減の件	9月26日	可決
議第69号	市道の路線の認定の件	9月26日	認定
議第70号	平成15年山梨県都留市一般会計補正予算(第2号)	9月26日	可決
議第71号	平成15年度山梨県都留市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	9月26日	可決
議第72号	平成15年度山梨県都留市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	9月26日	可決
議第73号	平成15年度山梨県都留市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	9月26日	可決
認第1号	平成14年度山梨県都留市各会計歳入歳出決算認定の件	9月26日	認定
認第2号	平成14年度都留市水道事業会計決算認定の件	9月26日	認定
認第3号	平成14年度都留市病院事業会計決算認定の件	9月26日	認定
議第74号	山梨県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び山梨県市町村総合事務組合規約中変更の件	9月26日	可決
議第75号	山梨県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び山梨県市町村総合事務組合規約中変更の件	9月26日	可決
議第76号	契約締結の件(古渡団地2号棟建築主体工事)	9月26日	可決
議第77号	教育委員会委員の任命について同意を求める件	9月26日	同意
諮問第1号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件	9月26日	同意

議員提出

議員提出意見書案第9号 携帯電話の利便性の向上と料金引き下げを求める意見書 9月26日 可決

一般質問

九月十一日・十二の本会議において、八名の議員が一般質問を行いました。



近藤明忠議員

○市町村合併と

行財政改革について

○社会基盤の

整備について

市町村合併と 行財政改革について

問

今、我が国は、緊迫した国際情勢や社会経済情勢の急速な変化など、国全体に閉塞感が漂い極めて厳しい環境にあります。

国においては、各分野における構造改革に取り組み、地方分権の推進に伴い、

国と地方のあり方についても見直しが進められ、国庫補助金や地方交付税の見直し、国から地方への税源移譲を一括して行う三位一体の改革に関する議論や、住民に身近な行政の権限をできる限り地方自治体に移し、地域の創意工夫による行政運営を推進できるようにするための取り組み、また、これを円滑に進めるためには、地方自治体も行政基盤を強化するための努力が求められています。

このような状況の中で、全国で法定合併協議会の設置など市町村合併の動きが進む中で、二〇〇五年三月の合併特例法の期限までには、現在の三千八百八十五市町村の内千九百八十 一市町村が合併し、四百九十六の新自治体が誕生し、半数近くの千七百程度に再編される見通しであるとの共同通信社の七月二日現在の全国調査で分かりました。

また、本県におきましても、既に南部町や南アルプス市の誕生など八法定協議会が設置され、二十八市町村が参加し、

合併に対する議論がなされていると伺っております。

さて、本市におきましても、昨年、住民主導での同一請求による住民発議がなされました。議会もこれを重く受け止め、慎重に審議し、法定合併協議会の設置を決議いたしましたけれども、四市町村による法定合併協議会が設置されるには至りませんでした。議会といたしましては市長に対し、法定合併協議会の設置について議決した都留市・西桂・道志村の三市町村の枠組みによる任意合併協議会の設置について要請したことも事実であります。

その後、市長の提案により、三市町村長の協議による広域的なまちづくりに関する調査研究をするとの合意から、三市町村の職員による研究会を発足させ、広域的なまちづくり研究報告書が提出されております。

そこで一点目に、この報告



書によると、合併後に想定される財政状況や人口規模、議員数や職員数、財政指標、合併特例債など今後住民に合併の是非を判断する基盤資料が報告されております。

今議会の所信の中で、三市町村の状況について市長の説明がありましたけれども、任意合併協議会を提案されてからすでに五ヶ月経過している中で、合併に対し忍耐強く接するということも十分理解できまますが、協議のテーブルに付くという任意合併協議会の設置も未だできない状況の中で三市町村の合併想定スケジュールを見ても、協議会の設置はタイムリミットに近い状況だと思われまますが、三市町村の職員による研究会の調査研究を行う中で、合併をどう捉えどう判断し西桂町及び道志村に対する対応など、今後の本市の市町村合併に対する考え方について問うものであります。

第二点目といたしまして、本年二月、変革の時代に対応した新たな行財政システムの確率に向けて、行革大綱が発表されておりますが、本市は合併が成立しても、また、しなくても、行革を怠ることはできないと思っております。

そこで、昨年度策定いたしました第三次都留市行財政改革にも基づく実施経過の進捗状況について伺いをいたします。

答

市町村合併については、本議会の所信でも述べましたとおり、西桂町及び道志村を対象とする任意合併協議会の設置についての回答は、去る八月二十七日西桂町長並びに道志村長よりいずれも保留や留保という内容でありました。

議員ご指摘のとおり、平成十七年三月三十一日の合併特例措置の適用期限を考慮いたしますと時間的猶予はない状況であると認識いたしております。

しかしながら、本日告示され九月二十一日に、秋山村において実施される都留市、西桂町、秋山村、道志村の四市町村の法定合併協議会を設置するかどうかを問う住民投票の推移につきましては、本市においてもこれまでの経緯を踏まえ、見守らなければならぬと考えております。

また、西桂町での合併に関する住民アンケートを九月中に実施するという意向など、これらの状況を勘案しますと、残念ながら現時点では、明確な方向付けが困難な状況にあります。

本年六月十一日付けの総務事務次官の通知により、市町村合併を推進するための法的対応として、当該市町村の合併について、平成十七年三月三十一日までに、地方自治法第七条第一項に基づき、合併関係市町村が議会の議決を経

て都道府県知事への申請を行ったものについては、市町村合併特例法の改正により、財政支援等を引き続き適用する旨の経過措置を講ずることとされましたので、多少の猶予はできましたが、本市といたしましては、周辺町村の動向を見守るだけでなく、今後、市民の皆様が積極的に情報を提供する中、今を生きる我々が子や孫に残す、より良い地域社会や新たな自治システムを十分検討・討議し、早急に合併問題について結論を出していかなければならないと考えております。

次に、行財政改革についてお答えいたします。
本市では、平成十四年十二月に「協働」「自立」「効率」の三つをキーワードとした「第三次都留市行財政改革大綱」を策定し、さらに行財政改革を具体的かつ計画的に推進していくため、新規七十八項目、継続四十四項目、計百二十二項目の具体的な推進項目からなる「行財政改革実施計画」を策定し、全庁挙げて市民サービスの向上と効率的かつ効果的な行財政運営の推進に取り組んでいるところであります。

本年度の取り組みといたしましては、職員自らも市民の立場から行政事務を客観的に評価するとともに、評価した結果を公表することにより、行政活動に対する市民の意見

を市政に反映させることを目的とした「行政評価システム」を導入することといたしました。

また、行政の業務諸手順を体系化・ルール化・マニュアル化し、市民サービスの向上、行政の透明化の確保、業務の効率化などを図るため、ISO9001シリーズの手法に準拠した「業務手順書」の作成にも取り組んでいるところでもあります。

この他にも、事務効率と職員の政策形成能力の向上を図ることを目的とした「職員提案制度」や「公用車のリース化」を実施したところであり

ますが、さらに公共施設を誰もが不自由なく利用しやすいデザインとするユニバーサルデザイン推進に向けての指針の策定、施設管理の民間委託、交通事情の変化に対応した旅費制度の見直し、政策立案過程において市民の皆様から意見を求める「パブリックコメント制度（意見提出手続制度）」の導入などについても、着手しているところであります。

厳しい変革の時代の中にあつて、新たな行財政システムを確立し、個性と活力にあふれるまちづくりを推進していくためには、従前からの慣例を打ち破る新たな発想と挑戦する勇氣、強い意志、それと何より市民の皆さんのご理解とご協力が大切であります。今後、この新たな大綱と実

施計画のもとに、市民満足度の高い簡素で効率的な行財政経営に取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

社会基盤の整備

について

問

社会基盤の整備について、本市の基本計画の中でいくつかの課題があります。豊かで均衡のとれた市土を築き上げるためには、計画的な土地利用、市街地整備、また道路網の整備が必要であります。そこで三点についてお伺いいたします。

都市計画マスタープランの策定については、本市におきましても望ましい都市像を都市整備の目標として明確化し、諸種の施策を総合的かつ体系的に展開していくための広域的な観点から、土地利用の調整や都市基盤の整備とともに、地域社会の身近な生活空間を重視した諸施策を位置づけるため、市民参加によるまちづくり計画の策定にしたいとの考えをもとに昨年の三月議会に提案されました。

また、この都市計画マスタープランは、平成十二年を基準とした二十年後の本市の姿を展望しつつ平成二十二年を目標とした今後十年間の都市計画の基本的な方向を示す重要な課題であります。すでに、



国道139号都留バイパス工事（井倉地内）

さらに田野倉方面に延伸するとともに、国道一三九号から新たに県道バイパスを建設する計画と示されておりますが、バイパス何メートル延伸するのか、また、県道バイパスの現在の状況についてもお伺いいたします。

次に、このバイパス計画予定周辺は、道路網も未整備であるため、周辺用地の効率的な活用を図るとともに、両バイパスを早期に開通させるため土地区画整理事業を提案されておりますが、区画整理事業に対するアンケート調査も実施されており、その調査結果と結果に対する事業の方向性、また、区画整理事業の施行面積についてもお伺いいたします。

答

社会基盤の整備は、都市の健全な発展や住民が安心して快適に自立した生活を送るために必要不可欠のものであり、重要な課題であります。

また、産業・社会構造の急速な変化や住民のライフスタイルや価値観の多様化等に適切に対応して、都市をゆとりと豊かさの実感できる居住の場として整備し、個性的で快適な都市像を創造するため、諸種の施策を総合的かつ体系的に展開していくことが今日ますます重要となつてきております。

こうした時代的背景から施策の展開にあたっては、地域社会共有の身近な都市空間

を重視した施策を推進して、くことが肝要であり、また都市整備に関わる総合的な施策の体系をわかりやすいものとして提示することが求められております。

そのため、計画の策定段階より市民の参加・参画をいたし、共に考え、ともに行動し、共に創る協働の理念を持って施策を進めていくことが重要であると考えております。

ご質問の都市計画マスタープランにつきましては、この趣旨から、市民四十人からなる「まちづくり研究会」を発足し、都留市の未来についてこれまで、一年三ヶ月の歳月と十一回の会合を重ね、市民アンケート等で広く市民から得た意見などをもとに活発な議論や検討を続けてきたところであり、

本計画の中では、目指すべき都市像として第四次都留市長期総合計画で定める「自然と都市の融合するまち」を継承しつつ

- ① 自然と共存する環境都市
- ② 円滑な移動と交流ができる活力ある都市
- ③ 厚みのある成熟した都市
- ④ 誰もが安全で安心な都市
- ⑤ 時代の変化に即した産業都市の五つに項目分けした、計画の骨子が固まりつつあるところであり、

今後は、この内容を行政的な見地から検討を加えるとともに、種々の計画との整合を

図り、本年度中に策定を完了させる予定であります。

次に、「国道バイパスについて」であります。

交通網の整備は、社会経済活動を支えるうえで、欠かすことのない重要な社会資本として重要な課題であり、特に、自動車を中心とした交通手段とする地方においては必要不可欠のものであると考えております。

国道一三九号都留バイパスにつきましては、昭和五十三年度より事業に着手し、現在二・四キロメートルが供用されております。

国土交通省では、平成十八年度に玉川・井倉間二・五キロメートルを完成させることを目標とし、これまで八八・二%の用地を取得し、現在、井倉地内の山梨NBC工業株式会社付近において工事を施行しているところであります。

さらに玉川・与繩間のトンネルなどの道路建設工事に速やかに着手するため、本年度にトンネルの本設計が行われ、出入り口部分の必要な用地面積が確定したことから、与繩、玉川両地区におきまして用地買収の説明会が開催されたところであり、

今後は、すでに買収した部分の工事を引き続き進めるとともにトンネル出入り口の用地や、これまで買収できなかった遠隔地に居住しておられる方の用地の取得に全力をあげる予定とのことであります。

また、この区間が完成し供用が開始されますと、井倉の集落内や禾生第一小学校付近において渋滞の発生が予想されます。これを防止しスムーズな交通を確保するため、大月方面へ約七百メートルの延伸を決定したところであり、本年三月二十二日には土地の所有者や地域の関係者に対し計画の説明会を開催し、また、現在は詳細設計を行うための路線測量を実施しているところであり、

さらに、県ではこれに合わせ、古川度地内の国道一三九号と都留バイパスとを最短距離で結ぶよう、約百八十メートルの県道バイパスの建設を決定しており、国土交通省と同様に現地の測量を行っております。

次に、このバイパスの計画予定地周辺は、住居地域や準工業地域などの用途地域に指定された平坦で、開発の可能性の高い地形でありながら、道路網が未整備な状況にあります。この周辺用地の有効で効率的な活用を図るため、家屋の密集していない約十ヘクタールを対象として土地区画整理事業を提案し、五十八名の土地所有者に対するアンケートを実施したところ、七八パーセントの方が事業に対する理解や期待を示したところであり、

この土地区画整理事業は、住民の財産である土地を、換

地や減歩により有効活用を図り経済性を高めるといって、快適で安全な生活空間を整備し後世に残す公共性の高い事業であることから、これを成功させるためには行政と土地所有者との協働体制が不可欠のものであります。

このため、勉強会などを通じ、事業に対して積極的に取り組む機運の醸成に努めてまいりたいと考えております。

谷垣喜一議員

- 子育て支援について
- ひとり親世帯に対する支援について
- 行政評価制度について
- 児童・生徒の安全確保について
- オストメイト用トイレ設置について

子育て支援について

子どもは、「未来の宝」であり「次代の希望」で

あります。いかなる時代であっても、次代を担う子どもたちの屈託のない笑顔や歓声は、人々の心に、優しさと元気を与えてくれます。

しかし、少子高齢化は歯止めがきかず、平成元年の「二・五七ショック」以来、国民の関心を集めることとなり、一人の女性が一生に産む子どもの平均をしめす合計特殊出生率も、平成十四年には「一・三二」と史上最低記録を更新し、間もなくわが国は「人口減少社会」へと突入することが確実な状況となっております。こうした厳しい時代だからこそ、子育てに夢と希望が感じられる社会を実現することが、今を生きる私たちにとつて緊急かつ重要な責務であると考えております。

公明党は七月二十四日、他党にさきがけマニフェストを発表いたしました。その中において、二〇〇四年度より公明党の働きによりまして児童手当が小学校三年生まで拡大予定となり、また、深刻化する日本の少子化をくい止めることを目的とした、四年越しの懸案でした「少子化対策基本法」が超党派議員立法されたのに加え、「次世代育成支援対策推進法」、「改正児童福祉法」が成立いたしました。

これをうけ、本市では、育児休業制度の充実や、ワーク



シエアリングなどによる労働時間の短縮、再就職の促進に加え、学童保育の一層の充実、乳幼児医療費無料化の拡大や事務手続きの簡素化、小児医療救急体制の設置等、労働と安心して子育ての両立を可能にするために、育児支援についての需要調査を実施し、どのような施策を講ずるのかお聞かせ下さい。

答 我が国における一年間に生まれる子供の数は、一九七〇年代半ばには二百万人前後でありましたが、急速な少子化の進展により昨年は百十五万人に減少し、合計特殊出生率も一・三二まで落ち込みました。

この出生率低下の要因としまして、これまでも言われてきました。晩婚化や未婚化に加えて、新たに「夫婦の出生力そのものの低下」という現象が明らかとなり、今後、さらに少子化が進展する見通しであります。

このため、国においては厚生労働省を中心に「子育てと仕事の両立支援」とりわけ、

保育を中心としてきた従前の対策に加え、「男性を含めた働き方の見直し」や「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子供の社会性の向上や自立の促進」といった四つの柱を政府の最重要課題として具体的に推進すべく、次世代育成支援対策推進法と改正児童福祉法が先の国会において、可決成立したところであります。

特に次世代育成支援対策推進法におきましては、国が指針を策定した上で、市、及び県並びに事業主が行動計画を策定するための枠組みを整備するとともに、各地域において多様な主体による次世代育成支援のための取り組みが推進されるよう地域協議会の設置を講ずることといたしております。

本市におきましては既に、子育て支援対策に対する取り組みとしまして、平成十二年、十歳以下の幼児、児童を持つ家庭二千百三十三世帯を対象に、アンケート調査を実施し、実態や現状ニーズ、育児支援に對する要望等を把握する中、本年三月県下に先駆け、都留市子育て支援計画エンゼルプランを策定し、本年度の重点施策の一つとして取り組んでいくところであります。

また、次世代育成支援対策推進法に定める、市町村行動計画につきましては、本市のエンゼルプランとの整合を図

りながら、子育て支援や乳幼児の健康確保、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備さらには、良好な居住環境の整備等について、十分な検討・論議を加え、実効性のある計画案となるよう努力してまいります。

ひとり親世帯に 対する支援について

問 「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」が本年八月十一日に施行されました。

昨年十一月母子寡婦福祉法などが改正され、児童扶養手当の制度破たんを防ぐために、児童扶養手当法が改正され、児童扶養手当の支給開始から五年後に手当の一部が減額される措置が導入されることになりました。

同特別措置法では、これまでなかった第五条及び第六条によつて、「母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮」は、国や地方公共団体の努力義務であると明文化しております。この特別措置法に対し本市のお考えをお聞かせ下さい。

また、父子家庭の世帯も多くなつてきております。母子家庭にくらべ仕事、教育、家事と社会の責任も重くのしかかる男性は大変な日々を過ごしております。実際に

手術を有する病気になつても入院せず頑張つて働いている父親もおります。本市において父子家庭医療補助制度や家事援助サービスなどを進めていただきたいと思っておりますがお考えをお聞かせ下さい。

答 経済情勢が依然として厳しいなか、国におきましては、離婚率の増加による母子家庭の諸状況の変化に対応するための対策が検討されてきたところであります。

子育てと生計の維持を一人で担わなければならぬ母子家庭は、特に就業面におきまして不利な立場におかれ、パート等による平均年収は、一人あたりで見ましても一般世帯と比べ著しく低い水準にあり、その生活は厳しい状況にあります。

このようななか国においては、母子世帯への経済支援中心から自立支援への転換を図ることを目的に、本年四月より改正児童扶養手当法が、また、八月には「母子世帯の母の就業の支援に関する特別措置法」がそれぞれ施行されたところであります。

本市といたしましては、今回の特別措置法の主旨を具体化するため、母子世帯の母の就業対策としまして「母子自立支援員」を、いきいきプラザへ配置するとともに、母親が職業訓練受講中における生活費の給付や雇用保険制度による教育訓練給付の指定訓練

講座の受講料一部給付、さらには、パート採用した母親を常用雇用に転換した事業主への奨励金支給事業等について、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、父子家庭に対する医療費助成制度についてであります。本市におきましては、母子世帯父子世帯を問わず「都留市ひとり親家庭医療費助成に関する条例」に基づき、所得税非課税世帯を対象に医療費の助成を行っているところであります。

また、家事援助サービスにつきましましては、その実態を調査し、検討してまいりたいと考えています。

行政評価制度 について

問

地方分権の実施に必要な国から地方への財源移譲の実現とともに、地方公共団体自身が財源再建や行政改革に取り組むことが、必須の課題となつており、行政コストの削減と市民との協働作業をどう進められるかが大きな作業となります。これからは、

- ①市民の視点にたった目的成果志向型の行政執行への転換。
- ②職員の意識改革、政策形成能力の向上。
- ③わかりやすく透明性の高い行政運営の実現。

をもとに、「新世紀に対応した

市役所」を指す必要性がでてきております。これに付随しまして、行政サービスをさらに向上させていくためには、生活者の視点に立った新たな行政運営システムの構築が必要であります。

公共のムダをチェックするためにも、これらをもとにした行政評価システムは大事な制度となつてまいりました。

また、近年の若年者の失業率も、増加の一途をたどっております。こうした背景をもとに、全国の自治体では行政のワークシェアリング（雇用の分け合い）による若年者の雇用対策が行われております。事例を上げますと、兵庫県の「ひょうごキャリアアッププログラム」、大阪府の「ワークシェアリング事業非常勤嘱託制度」、和歌山県の「緑の雇用」、鳥取県の「雇用のニューディール政策」があります。

各自治体で取り組んでいることは、職員の残業時間や残業手当の削減で臨時雇用をしていることです。

ほかに、期限を決め職員削減を打ち出し実施しようとしている市もございます。九月五日における小林市長の所信表明におきまして、行政評価を進めていくとありました。

本年の取り組みむ具体的項目と、失業者の若者層雇用対策をお聞かせ下さい。



答

本市では、平成十四年十二月に策定した「第三次都留市行政改革大綱」において、「市民との協働による行政経営の推進」、「職員の意識改革と発想の転換」、「経営的視点に立った行政経営の推進」を基本項目に掲げ、職員の意識や、発想を変革し、市民への説明責任を果たすことを求めていることから、この目的達成のためのツールとして「行政評価システム」を導入することとしたものであります。

本年度については試行期間とし、各担当につき一事務事業を対象に担当者自らが評価するものであり、約七十の事務事業を対象としていますが、今後、本年度の試行結果を参考にしながら対象事務事業を拡大するとともに、事務事業の括りである施策評価、施策の括りである政策評価の導入についても順次検討していく予定であります。

過日、評価主体者となる職員への説明会と研修会を開催したところであり、その際に行ったアンケートの結果を見ましても、行政評価に取組むべきであるとの回答が八三・八%にも上がったところであり、職員自らも行政評価システム導入の必要性を認識しているところであり、また、行政のワークシェアリングによる若年層雇用対策

についてであります。これまで経済の拡大成長に伴い、行政事務の範囲や量も肥大化してまいりました。

右肩上がりの経済成長期においては、ある程度許容されてはきましたが、今後は安定成長が見込めず、市税や地方交付税などの財源確保が課題となつている財政状況下においては、市民と行政の役割分担を明確にし、市民にできることは市民の手で行っていただく「協働」の理念が不可欠であります。このためには現状において肥大化した行政事務を的確に評価し、行政が行うべきものであるかどうか、市民・民間に委ねられるものはないかなどを精査し、その事務事業を行政が実施することの妥当性を見出す必要があります。その上で、行政が実施すべきものについては、その有効性や費用対効果を評価することになります。行政が実施すべきものではない、あるいは市民・民間に委ねられるものについては、積極的に市民、NPO、民間企業などに移管すべきであり、それが、行政コストの削減と市民と行政の協働作業の実現につながり、真の意味での行政改革となります。またそこには、アウトソーシングとともにワークシェアリングの理念に基づく新たな雇用が発生するものと考へております。

現状といたしましては、定型・定量・画一的な業務や特殊な能力・資格を有する業務について、正規職員以外の臨時職員等を積極的に活用し、若年者を含めた雇用を行つていくところであり、さらに、緊急地域雇用創出特別基金事業等を取り込む中で雇用の創出に努力してまいりたいと考えております。

児童・生徒の安全確保について

問

九月五日には、首相官邸にて全閣僚で構成する犯罪対策閣僚会議の初会合が行われ、小泉首相は「日本は安全のありがたさや安全確保のコストに対する意識が希薄だった」と述べ、「犯罪に強い社会の実現の行動計画」（仮称）を策定するよう指示いたしました。

近年、児童・生徒の生命が脅かされる凶悪犯罪が全国的に発生し、多くの尊い命が奪われております。また、事件の現場に遭遇し、心に深い傷を負う児童・生徒もおります。そこで、未来を担う児童・生徒の安全確保のため、次のような提案をさせていただきます。

①「都留警察署・都留市」の名前において「パトロール中」のマグネット式ステッカーを作成し、公用車及び議員・協

力団体等の車に貼り付け、防犯意識の啓蒙、犯罪者への警告をしていくこと。

②市内の全児童・生徒にホイッスルあるいは警報ブザー、教職員に警報ブザーを携帯させること。併せて地域住民が協力しやすいように、警報を聞きつけたときに警察・行政機関に通報するための体制づくり等、総合的な安全対策を図ること。

③市内小・中学校や幼稚園・保育園（所）の万全な安全管理のため、施設内の安全管理体制を総点検すること。併せて、米国で普及している「スクールポリス」（民間警備会社のガードマンを配置するもの）システムを導入し、民間警備会社や退職警察官の活用等も含めた警備体制の強化を早急に検討すること。

④児童・生徒の保護者、自治会等の地域住民、児童相談所、警察などの諸機関が学校や幼稚園・保育園（所）と協力し、安全を図るための「学校等安全対策協議会」（仮称）を設置し、地域ぐるみで学校の安全を確保する体制をつくること。

また、赤坂駅、禾生駅周辺にて痴漢や変質者が女子中学生や女子高生を狙う事件がおきており、わざわざ遠回りをして帰宅する女子中学生もおります。通学路の安全確保も重要な問題です。

先日、公明党の上田いさむ衆院議員、古屋範子党女性局

次長ら一行が谷垣国家公安委員長に対し、神奈川県での一万七千人の署名を携え、全国的に普及してきましたスーパー防犯灯を要請いたしました。谷垣国家公安委員長は、スーパー防犯灯が防犯対策に一定の成果を挙げていることを強調した上で、「さらなる強化のため、普及に全力を挙げていきたい」と述べました。

スーパー防犯灯システムは、インターフォンと防犯カメラ付きの街路灯で、ISDN回線等で防犯センターと結ぶシステムです。主に、「女性や子どもが犯罪の被害にあうのを防ぐこと」を目的としたシステムで、平成十三年度より設置がはじまりました。

本市でも、いち早くスーパー防犯灯の設置や、防犯灯の増設を行い、児童・生徒の安全確保のために積極的な取り組みをお願いいたします。

また、人口に比して警察官の配置や、駐在所・交番の設置を進めていただきたいと願っております。田原地区は、「都留文科大駅」開設、ショッピングセンター新設に向け、住民や利用客の増加が考えられます。都留文科大生や住民の安全・安心の確保のため、是非当局への強い要請をしていただきますようお願いいたします。お考えをお聞かせ下さい。

答 近年、全国的に児童・生徒が犯罪に巻き込まれる状況が、増加してきておりま

す。本市におきましても、痴漢や変質者が出没する情報があり、これが事件に発展する可能性が危惧されており、これらの事から児童・生徒を守るためには、地域の住民の協力が不可欠であります。犯罪の早期発見、また、犯罪を未然に防ぐためにも、犯罪を許さない、また、見逃さないという住民の防犯意識の啓蒙・啓発に取り組みむことが重要であると考えております。

まず、第一点の提案につきましては、市といたしましては、都留警察署に防犯パトロールの強化をお願いするとともに、公用車等への防犯ステッカーの添付等につきまして、関係機関と協議の上、効果等を勘案する中で検討してまいりたいと考えております。

次に、全児童生徒及び教員へのホイッスル、あるいは警報ブザーを携帯させることによる地域住民と、警察・行政機関との安全対策を図ることにつきまして、現在、各学校において、地域の協力を得る中で、子どもたちが緊急避難できる「子ども一〇番」を設置し、安全対策を図っているところであり、ホイッスルあるいは警報ブザーの携帯につきましては、今後、学校・保護者・地域住民等との意見をお伺いする中で、検討してまいりたいと考えております。

次に、市内小中学校や幼稚

園・保育園の万全な安全管理体制の総点検と学校等へのスクールポリスの導入であり、すが、学校には、小中学校校長会を通じて、安全管理体制の点検と強化を図るよう、常にお願いをしており、教職員が一丸となって安全管理に努めているところであります。児童・生徒の安全を確保するため、スクールポリスとしての警備員が校内に常駐することについては、児童・生徒・教職員が神経過敏にならないか、また、安全対策の方策として万全なのか、また、経費負担など、あらゆる観点から検討しなければならぬと考えております。

次に、「学校等安全対策協議会（仮称）」の設置についてであります。設置に向けては、学校、地域住民、保護者との一層の連携を図り、地域ぐるみで子どもたちの安全管理や健全育成に取り組みする組織としていかなければならないと考えております。

この様な中で現在、東桂地区において「協働のまちづくり」の事業の一環として、学校と地域の連携に取り組んでおりますが、防犯などについては、小中学校の夏休み期間中、学校、警察、消防団、保護者など地域住民や各種団体が一体となって、夜間の防犯パトロールを実施し、地域における非行防止と合わせ児童・生徒の健全育成に努めて

いる事例があります。今後、このような取り組みを積極的に支援してまいりたいと考えております。

また、最近、駅周辺などに痴漢や変質者が出没していることについては、安全な通学路を確保するため、都留警察署にパトロールの強化をお願いをするともに、全学校に注意を呼びかけ、事件の未然防止を図っているところであります。

次に、スーパー防犯灯（街頭緊急通報システム）の設置についてであります。

スーパー防犯灯は、事件や事故などが発生した時に、緊急通報ボタンを押すとブザー付赤色灯が作動して付近に異常を知らせるとともに、インターホンで所轄の警察官と相互に通信ができるものであります。この施設の設置につきましては、現在、国（警察庁）が全国十都道府県の指定モデル地区で試験運用を行っているところであり、山梨県におきましては、現在、設置がされておらず、また、その予算の配分がいつあるのかも、未定の状況であるとのことであり、その推移を見守っていききたいと考えております。

次に、田原地区への駐在所・交番の設置についてであります。田原地区は、田原土地画整理事業の実施に伴い、都留

文科大前駅、ショッピングセンター等が開設されることとなり、不特定多数の利用客の増加が予想され、それに伴い犯罪の発生が増加することが危惧されることから、過日、田原自治会からも駐在所等の設置要望があったところであります。

都留文科大生や付近の住民が安全で安心のできる生活環境を保持するため、都留警察署等に駐在所・交番の設置に向け要望をしてまいりたいと、考えております。

オストメイト用トイレについて

問

オストメイトの方々は、人口肛門、人口膀胱をつ

くる手術の後は、それ以前とほとんど変わらない生活ができます、それまでどうり社会の第一線で活躍している方々が多いと聞きました。先日、本市に居住します当事者の方とお話いたしましたところ、「外出したいが対応するトイレがないのでなかなか出られない。」「匂いが気になり人と合うことがすくなくなる。」と、いつておりました。調査したところ、兵庫淡路大震災のおり、パウチの洗浄ができず亡くなった方がいるとわかりました。そこで、庁舎や公共施設などに、オストメイトの方が外

出した際に、衣服や体が汚れるなどのトラブルが発生した場合にも対応でき、パウチ等を洗浄できるオストメイト用トイレの設置をしていただけないでしょうか。また、多機能な障害者用トイレの整備も進められないでしょうか。お考えをお聞かせ下さい。

市民の代弁者として質問させていただきます。前向きなご答弁をお願いし、私の一般質問を終わります。

答 平成十三年十一月に交通バリアフリー法が施行され、その移動円滑化基準や基本方針の中に「身体障害者用のトイレの設置」が位置づけられました。

しかし現在は、障害者だけでなく高齢者・妊婦・乳幼児連れ等すべての人々にとって使いやすいものが望ましいという、ユニバーサルデザインを考えをもとに、病氣や事故等により人工肛門・人工膀胱の保有者（オストメイト）となった方々などを含めた多くの皆様が利用可能な、多機能を有した身体障害者用トイレが整備される方向にあります。

本市におきましては、本年度の重点施策の一つとして、だれもが安全で安心して快適な、生活が出来る事を目指した、ユニバーサルデザインを取り入れた「まちづくりの推進」を図っており、その一環として庁舎内の身体障害者用トイレ等を、多機能を有

した身体障害者用トイレへ改修する方向で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

杉山 肇議員

○子育て支援について

○子どもの教育について

○下水道について

○介護サービスについて

子育て支援について

問

昨年度、都留市に於いて子育て支援計画が策定されました。いよいよ五カ年計画として本年度からスタートした訳ですが、私も、微才ながら策定委員としてこの計画に携わった関係で、いくつかの点で質問させていただきます。

まず、子育て支援といってもその内容は、幅広く、多岐に渡っています。そのどれもが必要であることは言うまでもありません。しかしながら、実際に子育てをしている親にとつて、今何が必要か、今何に困っているか、という視点で考えたときに、当然その施策に優先順位というものがあると思えます。計画策定の際に実施したアンケートによれば、時間外保育、低年齢保育を利用したいと希望している

人が約八〇%、放課後児童クラブを必要としている人が約七〇%にのぼっています。現在の経済状況もあり、共働きの親が増えております。

そうした中、小さい子供を持つ母親にとつて、フルタイムで働くことは難しく、よくパートで働くということにならざるを得ないのが現状です。

そこでお伺いいたしますが、子育て支援計画にあります保育サービスの充実という中の早期保育、延長保育、休日保育、緊急保育などの時間外保育、また、低年齢保育、さらには放課後児童クラブの今後の実地計画を具体的にお願いします。

答

物の豊かさや技術の進歩による便利さに幸せを感じてきた二十世紀が終わり、「いのちの世紀」とも言われる二十一世紀が幕を開け、今大きな歴史の転換期にあります。

未来からの預かりものである子どもたちの健全な育成は、社会全体の願いであり、これからの発展にとつて大変重要なことでもあります。

このため本市では、議員にも計画策定委員の一人として貴重なご意見、ご提言をいただきました。「子育て支援計画」を、本年三月県下の市町村に先駆け策定し、この計画の推進を本年度重点施策の一つとして、積極的に取り組んでい



禾生第1小学校区「なかよしクラブ」

るところであります。ご質問の保育サービスの充実についてであります。市民の様々な保育ニーズに応えるべく、現在、早期・延長保育を五園、一時保育を一園、幼児保育を四園、低年齢保育を八園が、それぞれ実施しているところであり、今後とも皆様のご要望やご意見を伺うなかで、保育ニーズに的確に応える市民満足度の高い、充実を図ってまいりたいと考えております。

次に放課後児童クラブの今後の計画についてであります。昭和五十九年に谷村第一小学校区の「さわやか教室」、平成十三年に宝小学校区の「宝じゃりんこの会」が発足し、本年四月に東桂小学校区の

「桂っ子クラブ」、禾生第一小学校区の「なかよしクラブ」が新たに開設となり、現在、一学区あたり平均二十人の児童が利用しているところであります。

児童クラブの運営にあたりましては、四クラブとも保護者等で構成する学童保育会が自主的に行っているところであり、本年度要請のありました各クラブ間の情報交換や諸問題を話し合う場の提供を行っているところでもあります。

議員ご指摘のとおり、エンゼルプラン策定時に実施いたしましたアンケート調査によりますと、学童保育への利用希望が高かったことから、今後その需要を顕在化させ、民営方式を基本とした全学的な設置を目指し、取り組んでまいりたいと考えております。

子どもの教育

について

問

ご承知の様に、今地方分権という時代を向かえ、地方自治というものが益々大切なものになってきています。そうした中、その地方自治の根幹となすべき選挙の現状を見てみますと、統一地方選挙などの投票率は、右肩下がりになっております。

総務省のデータによりますと、昭和二十六年第二回の統一地方選挙をピークに約三三%の下落です。山梨県のデータでも、投票率は若干高いものの、下落率としてみれば、ほぼ同じ様なものです。その中でも、特に若い人達の投票率の低さには後顧の憂いを感じるものがあります。国においても平成九年、投票時間の延長など、公職選挙法を改正して、投票率のアップを目指しましたが、思うような効果が表れていません。そういう現状を見てみますと、子どもの教育ということも、一つ大きなポイントになるように感じます。

そこでお伺いいたします。現在、市内小中学校における政治教育というものは、どのようなことをしているのか。例えば子ども議会ということを経験させることにより、子供達に政治の仕組みを解き、地方自治への関心を高めてもらうということも、一つの案だと思えますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

というものが、一つの大きなシンボルになっております。子ども達に一度リニアというものを経験させることによって、将来都留市に残る子ども達、また都留市から旅立つ子ども達にとつて、都留市と言うものをより誇りに感じ、将来的に都留市が活性化されるものと思えますが、いかがでしょうか。よろしく御答弁をお願い致します。

答

まず、政治にかかわる教育としては、小学校六年

生の社会科の教科書や、選挙にかかわる内容の副読本「未来へのステップ」の活用、また、選挙啓発のためのキャッチフレーズへの小中学生の応募や、都留市児童生徒連絡協議会主催による「市長さんと語る会」、また、国会議事堂の見学等を実施し、政治への関心を深めているところであります。議員お尋ねの小中学校による「子ども議会」の開催については、地方分権を推進し、地方自治をはじめ、政治を理解するのに大変有意義なことだと思えます。

今後、関係部署等と協議するとともに、小中学校校長会へも諮り、子ども議会開催の実施に向けて検討してまいります。

次に、小中学生の超伝導磁気浮上式鉄道（リニアモーターカー）への試乗についてであります。平成十一年から、リニア沿線の小学校である、



禾生第一小学校、禾生第二小学校及び旭小学校の六年生が試乗しておりますが、広く市内の子どもたちへの試乗として、平成十三年から、市内親子を対象としたリニアモーターカー試乗会を夏休みに開催しているところであります。未来を担う子ども達も、二十一世紀の新しい輸送システムである「リニアモーターカー」に試乗することは、人類の未来を拓く科学技術への関心を深めるとともに、子どもの豊かな情操が育まれることと考えられますので、JR東海及び県など関係機関に要望してまいります。

下水道について

問

都留市は、市の面積の八五%が山林という自然環境に恵まれ、また桂川を中心朝日川など多くの河川があり、水資源にも恵まれたすばらしい環境にあります。その貴重な環境、特に水をとりまく環境を考えたとき、私達は桂川を中心とした川の恵みを将来に渡って、私達の子孫や、全ての生物が公平に受けられるよう継承する責任があると思えます。現在、水質汚染の原因は、過半が一般家庭から出る生活排水といわれております。

例えば子供が残した一杯の味噌汁を流すと、魚が住むことが出来る水質を取り戻すのには、浴槽四・七杯分、千四百リットルもの水が必要になります。食用油をコップ一杯流すと、浴槽二百杯分が必要になります。多少の汚れは自然の浄化作用できれいになります。

しかし、今、その自然の持つ浄化能力をすでに超えてしまっているのが現状です。そういう意味において、下水道の一日も早い普及というものが急がれている訳であります。しかしながら、その下水道事業の内容を見てみますと、平成五年に制定された全体計画

によれば、流域下水道が七百五十億、都留市の公共下水道が三百六十六億二千二百万円、合計で千六百六十六億円余りにもなる大事業であります。単純に計算すると一人あたり約百十万円になります。

今、全国の自治体で下水道事業を見直すところが相次いでいます。つまりは、下水道事業というものが、たちゆかなくなっているからであります。このままでは将来に渡り市民に多大な負担をしいることになりかねません。そこで伺いたします。今までに都留市が負担した金額はいくらか、さらに、全体計画が全額を終了時点での都留市の負担額をお尋ねいたします。また計画では、平成二十二年までとなつていますが、現在の進捗状況と、最終的に終わるのはいつ頃になるのかお伺いたします。

一般的に下水道というものは、都市部、市街地では効率的ですが、その他の地域などは非効率になります。中山間地を多く抱える都留市に於いては、費用対効果という原則で考えると、はたしてこのまま下水道事業を進めて良いのか疑問を感じます。下水道事業費のうち、六割は建設費といわれています。単純な計算ですが一戸当たり三百三十万かかります。一方、合併浄化槽の場合百万ぐらいです。約三分の一ですむわけでは



源に恵まれた素晴らしい環境を保全し、住民が健康で安全で快適な生活を送るうえで重要な河川や排水路等の公共水域の水質保全を図るための基盤施設として下水道の整備が重要な課題となっております。

本市の下水道は、平成五年より桂川流域下水道整備事業の構成市として都留市公共下水道整備事業に着手し、管渠布設工事や公共汚水研設置工事等を進め、来年四月に一部供用開始されることとなりました。

この度、供用開始される区域面積は一八・五ヘクタール、対象人口は約三千九百人、世帯数にして約千二百戸であります。

また、本年度においては、住民の皆さんが下水道を利用することによって環境改善が図られ、快適な生活が送れるよう、供用開始区域内の最終整備や、下水道の利用や運営等についての関係条例等の整備を進めているところであります。

ご質問の下水道整備事業に今までに要した負担額と全体計画終了時点までに要する負担額についてであります。平成十四年度末における負担額は公共下水道事業四十三億二千二百六十六万六千九百六十二円、流域下水道事業四十三億八千六百九十六万二千二百六十二円、桂川流域下水道全体計画に要する事業費についてであります。

ますが、当初は四百五十億円の事業計画により実施してまいりましたが、平成十二年度の桂川流域下水道推進協議会において、各公共下水道事業の一部を流域幹線整備事業として昇格させたこと、工法の見直しなどを行ったことにより七百五十億円の事業計画となりました。

このうち都留市の負担分は六十億三千六百二十四万円となっており、

次に、現在の進捗状況であります。都留市公共下水道事業全体計画比では十一・六％、事業認可計画比では五・九五％であります。

また、全体計画の完了予定につきましましては、当初計画の平成二十二年度末終了は財政状況など諸般の事情から困難な状況に置かれており、大幅な期間の延長が必要になるものと考えられます。

次に、合併浄化槽、農業集落排水などを含めた生活排水処理基本計画についてであります。本計画は平成三年四月に策定され、その後下水道事業計画の策定により下水道整備計画を加えた計画に変更されたところであります。今後は平成十五年から十六年にかけて行います次期下水道整備認可計画策定に合せまして、合併処理浄化槽、農業集落排水処理などの併設を視野に入しながら、役割分担、コスト管理、時間管理、整備効果

等の見直し検討を進めるとともに、県及び桂川流域下水道構成市町との協議を行う中、新たな基本計画を策定してまいりたいと考えております。

介護サービスについて

平成十二年介護保険がスタートし、昨年度、第二期都留市高齢者保健福祉計画の見直しが行われたところであります。主在宅サービスに対する消費者の調査でも、満足とするものが過半数を超えており、おむね順調な滑り出しではないかと思えます。

しかし、一部では混乱も起きています。訪問介護サービスの受けている要介護者が通院する場合、または買い物などに行く場合、その移動方法についてであります。国の対応も国交省は移動行為にはタクシー事業認可が必要とし、一方、厚労省はその必要性は無いと見解が分かれており、各都道府県においてもその対応がまちまちであります。



が、介護サービスには当然、地域性があり、都留市のように移動するには、車に頼らざるを得ないという地域には、その地域にあったサービスが必要になります。現状では、低所得者や人工透析など頻繁に通院が必要とする人などが移動できないという事態になっております。

本来、介護保険の一つの主旨は、自立支援にあると思えます。高齢者などが、自主的に買い物などに行ける機会を作り、元気になってもらう。当たり前の話だと思えます。今は、その逆で移動手段が無いために、家から出られない状態です。そこでお願いいたしますが、そういった現状をどう把握しているのか、県への働きかけ、また、都留市独自として何か方法を考えているのかお尋ねいたします。

その家族が抱えてきた不安や負担を社会全体で支え、要介護者の自立を支援することを目的とした介護保険制度が、平成十二年四月から開始され、現在第二期目がスタートして約五ヶ月が経過し、現在順調に推移しているところであり、